

議案第 28 号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年 5 月 30 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例  
杉並区介護保険条例（平成 12 年杉並区条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項第 1 号から第 3 号までの規定にかかわらず、保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号に該当する者 2 万 8, 020 円
- (2) 前項第 2 号に該当する者 3 万 9, 300 円
- (3) 前項第 3 号に該当する者 5 万 6, 340 円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区介護保険条例第 13 条第 2 項の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

低所得者の保険料の減額賦課に係る保険料率を定める必要がある。

## 杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(保険料率)	(保険料率)
<p>第13条 平成30年度から令和2年度  <u>    </u>までの各年度における保険料率は、            次の各号に掲げる第1号被保険者の区            分に応じそれぞれ当該各号に定める額            とする。</p>	<p>第13条 平成30年度から平成32年  <u>    </u>度までの各年度における保険料率は、            次の各号に掲げる第1号被保険者の区            分に応じそれぞれ当該各号に定める額            とする。</p>
(1)～(14) 略	(1)～(14) 略
<p>2 前項第1号から第3号までの規定に  <u>    </u>にかかわらず、保険料の減額賦課に係る  <u>    </u>令和元年度及び令和2年度の各年度に  <u>    </u>における保険料率は、次の各号に掲げる  <u>    </u>者の区分に応じそれぞれ当該各号に定  <u>    </u>める額とする。</p>	<p>2 前項第1号の規定にかかわらず、保  <u>    </u>険料の減額賦課に係る同号に該当する  <u>    </u>者の平成30年度から平成32年度ま  <u>    </u>での各年度における保険料率は、3万  <u>    </u>3,600円とする。</p>
<p>(1) 前項第1号に該当する者 <u>2万</u>  <u>8,020円</u></p>	
<p>(2) 前項第2号に該当する者 <u>3万</u>  <u>9,300円</u></p>	
<p>(3) 前項第3号に該当する者 <u>5万</u>  <u>6,340円</u></p>	